

# 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 第八回検討会 資料

---

令和5年3月1日

# 1. 建設業における受発注者間における業界構造

## 高度経済成長期における業界構造

(参考)「ゼネコン5.0」アーサーDリトルジャパン 古田直也、南津和広、新井本昌宏

(参考)「現代の建築プロジェクト・マネジメント」建設プロジェクト運営方式協議会編 志手一哉・小菅健著

- 長期的な市場成長への展望を背景に、発注者との安定的な関係を構築・維持するため、追加費用の発生等のリスクを受注者側が積極的に引き受け。
- 発注者側も、工事の進め方や下請を含む外注方針について口を挟まず、納期通りに工事を完成してくれる、“なんとかしてくれる”ゼネコンとの良好な補完関係の構造・慣行に。

➡ 建設市場が成長を続ける間は、発注者・受注者双方にとって安定的に取引を継続することが最も合理的な行動であった。

- 請負とは完成物を引き渡すことで対価を得る契約。下請会社の選定や契約に関する裁量権を持つ元請会社のコストがブラックボックスであったとしても与えられた裁量の範囲。
- 発注者も、後に顕在化するようなリスクは元請会社に負担してもらいたい、調達原価を開示されても善し悪しを判断できない、多少の不測の事態は契約金額の中でやりくりしてもらいたい、と指向。

➡ 工事期間中に発生する不確実性を事前に見積もることは困難で、その分の費用を想定して工事金額に含まざるを得ないが、この予備費的な費用は、工事期間中に問題が生じなかった場合は、発注者に還元されない。

- ✓ バブル期以降建設投資額が減少すると、受注競争の激化等により、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せが進み、技能労働者等の就労環境が悪化。
- ✓ 低成長時代になると、発注者・受注者の情報の非対称性は、発注者にとっては受注者に対するコスト不信感、受注者にとっては許容量を超えたりリスク負担を生み出すことに。

## 2. 建設業の持続可能性を妨げる課題

### 資材価格の変動

- 工事原価がわかりづらい総価一式での請負契約では、建設資材価格の急激な変動への対応が困難。
- 価格高騰局面においては、経営状況の悪化や、そのしわ寄せが下位の下請に及ぶ恐れ。
- 価格下落局面においては、工事原価の低減があってもその利益が発注者に還元されることは少ない。

➤ 受発注者間で適切に価格変動リスクを分担するため、総価一式での請負契約という工事原価がわかりづらい契約のあり方について検討することが必要。

### 担い手確保

- 建設技能者の高齢化が著しく、新規入職者を確保する必要。
- 日本全体では人口減少が始まり、特に若年労働者は建設業に限らずどの産業においても引く手あまた。将来的に労働力人口が減少していくことは避けがたい状況。
- 賃金については、CCUSなどの処遇改善に向けた取組が進む中、設計労務単価が11年連続で上昇する一方で、建設技能者の平均年収はその伸びに及んでいないとの意見も。

➤ 設計労務単価相当の賃金の行きわたりを徹底させるため、重層下請構造が元下間の請負代金に与える影響や、重層下請構造の適正化についても、考えていく必要。

➤ 建設技能者の処遇改善により担い手を確保すると同時に、生産性の向上により労働力の減少を補うことも必要。

### 3. とりまとめ 骨子案(基本的な考え方) 【議論用】

#### 基本的な考え方

請負契約の透明性を高める取組などを通じて適切な協議プロセスを確保し、建設生産プロセス全体での適切なリスク分担と価格変動への対応を目指す。

重層下請構造は結果であり、下請次数を何次までと数字で区切ることは必ずしも適当ではないが、重層化した下請構造の中で果たすべき役割や責任を明確にするとともに、品質や安全性、賃金行き渡りなどで問題が生じないように措置する。

責任の所在や役割を明確にするため、重層化した下請構造を可視化し適切に管理することとし、ICTの利用を原則として制度化。その中で、現場管理の効率化の観点からCCUSの利用についても制度化。

閑散期に仕事を得るため、建設技能者の処遇を改善せず、法定福利費を適切に負担しないような企業が低価格を打ち出すことに対し、競合する他企業も価格を下げざるを得ない状況では、処遇改善を進める優良な企業から、価格競争の中で不利な状況に置かれることになるため、優良な企業が伸びていける、立派な企業だから儲かる仕組みとして、労務費の圧縮を原資とした不当廉売を制限。

労務費の圧縮を原資とする不当廉売を制限し、時間当たりの賃金を下げることができない環境とすることで時間当たりの施工量（生産性）の向上を促すと共に、生産性や品質で競うことができる環境の整備を目指す。

## 契約締結時に係る検討の方向性

- ▶ **民間建設工事標準請負契約約款（民間約款）の原則的利用の促進**
  - ➔ 民間約款の利用を促進するため、受発注者ガイドラインにおいて、「民間約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」である旨を明記。
- ▶ **価格変動に伴う請負代金額の変更を求める条項（民間約款第31条）の契約書への明示**
  - ➔ 民間約款第31条が請負契約から削除されないようにするため、建設業法第19条第1項第8号の趣旨を「請負代金の額又は工事内容をどのように変更するかということについての定め」と明確化。
- ▶ **見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供**
  - ➔ 受発注者間の情報の非対称性を解消するため、注文者から受注者に対する情報提供義務（建設業法第20条の2）と同様に、見積り時や契約締結前に、受注者から注文者に対し、建設生産のプロフェッショナルとしての立場から、請負契約の前提となる計画や設計の熟度、建築資材の調達先、建設資材の価格動向などから想定される、建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報提供を制度化。
- ▶ **受注者による、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムの明示**
  - ➔ 受発注者間の情報の非対称性を解消するため、請負代金の内訳として、上記情報提供を踏まえた上で通常予想されるリスクに対応する予備的経費や、これ以外に特別に予想されるリスクに対応するリスクプレミアムの金額を明示することを制度化。
- ▶ **透明性の高い新たな契約手法として、コストプラスフィー契約を選択肢の1つに**
  - ➔ 契約の透明性を高めるため、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款の制定をめざし、請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

### 契約締結後に係る検討の方向性

- 価格変動時における優越的地位の濫用の考え方の明示
  - ➔ 協議を促すため、公正取引委員会による「発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、発注者が積極的に協議の場を設けることが適切」等の考え方を周知。
- 建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者へ拡大
  - ➔ 受発注者間での協議の実効性を担保するため、建設業法第19条の3に違反した際の国土交通大臣による勧告の対象を民間事業者に拡大、建設業者に対する監督処分の対象に第19条の3違反を追加。
- 勧告に至らない事案であっても、必要に応じて公表
  - ➔ 建設請負契約の適正化に係る情報の整理・公表を制度化するとともに、組織体制を整備。

## 6. とりまとめ 概要案(重層下請構造①)【議論用】

### 建設現場における責任の所在や役割の明確化、品質の確保に向けた対応の方向性

- **建設生産のプロフェッショナルである受注者として、適正な契約を締結する責務を明示**
  - ➔ 適正な契約の締結を促すため、受発注者ガイドラインにおいて、建設生産のプロフェッショナルである受注者として、適正な請負代金、工期等を内容とする請負契約を締結する責務を明示。
- **書面ベースからICTを活用した現場管理へと移行し施工体制を「見える化」、CCUSの活用促進**
  - ➔ 施工体制を「見える化」することで責任の所在や役割を明確にするため、国が、ICTの活用を念頭に建設工場の現場を適切に管理するための指針を作成し、遵守を求める。
  - ➔ 生産性を向上させる観点から、ICTの活用を前提として現場管理に必要な書面の削減を図るとともに、CCUSのデータ標準化、API連携などを通じた他システムとの連携により、効果的・効率的な現場管理が実現するよう、国によるデータ関係基盤の整備やデータの標準化を促進。
- **現場単位での時間外労働時間の適切な管理**
  - ➔ 元請が下請企業に対し、建設技能者の時間外労働を適切に管理するよう指導する立場にあることを明確化。
- **技能者個人の技能や下請企業の施工力の見える化による、建設生産物の「質の見える化」**
  - ➔ 建設生産物の質で選ばれるようにすることを目指し、CCUSによる技能者個人の技能評価に加え、下請企業の施工力についても評価し「見える化」すべく取り組む。
- **下請を含む建設生産プロセス全体での、労働条件改善、環境配慮等の情報のディスクロース**
  - ➔ 建設技能者の労働条件改善や、環境への配慮など、建設業の持続可能性に配慮した調達基準をガイドラインとして作成。発注者や元請がガイドラインを尊重するための環境を整備。
- **受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限**
  - ➔ 受注者に対しても、工期に関する基準への抵触や、時間外労働規制に抵触する等、著しく短い工期による請負契約を制限。

## 7. とりまとめ 概要案(重層下請構造②)【議論用】

### 賃金行き渡りへの対応の方向性

- ▶ **受注者による、「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約（不当廉売）の制限**
  - ➔ 低価格競争を制限するため、受注者に対し、「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約を制限。併せて、材工分離により労務費を明示した標準見積書や請負代金内訳書の使用を推進。
- ▶ **中央建設審議会による「通常必要と認められる原価」となる労務費（単価）の勧告**
  - ➔ 「通常必要と認められる原価」としての労務費が設計労務単価相当であることを明示するため、中央建設審議会が設計労務単価を基に「標準労務費（単価）」を勧告。
- ▶ **賃金行き渡りの観点から、設計労務単価相当の賃金支払いへのコミットメント（表明保証）**
  - ➔ 「標準労務費（単価）」に基づく適正な賃金が支払われるよう、受注者が、請負契約において、不当廉売を行っていない旨の誓約と技能労働者に対する設計労務単価相当の適正な賃金支払いを誓約する形でコミットメントが得られるよう制度化。
- ▶ **公共工事における賃金行き渡りの前提として、適正な予定価格の設定、ダンピング対策等の実施**
  - ➔ 公共工事品確法の主旨にのっとり、公共発注者による適正な予定価格の設定、適切なダンピング対策の実施を求める。地方公共団体に対しては、適切に契約実務を行うよう、国から働きかけ。
- ▶ **受注能力強化に向けた、CCUSも活用した多能工の活用**
  - ➔ 賃金行き渡りに向けた原資を通年で確保するため、受注能力強化に向けて、CCUSも活用しつつ、多能工の評価、多能工を育成し活用する仕組み等について検討を深める。
- ▶ **閑散期に、副業などの形で、他社の工事現場において働くためのルールづくり**
  - ➔ 通年で収入を確保するため、建設技能者個人が閑散期に他社の工事現場で働きやすくなるよう、副業などの働き方に関するガイドラインを作成。

# 参考資料

◎**公共工事**標準請負契約約款

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

**第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。**

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

**5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

**6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。**

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

◎**民間建設工事**標準請負契約約款

(請負代金額の変更)

**第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。**

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

**五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないときと認められるとき。**

**六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないときと認められるとき。**

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないときと認められるとき。

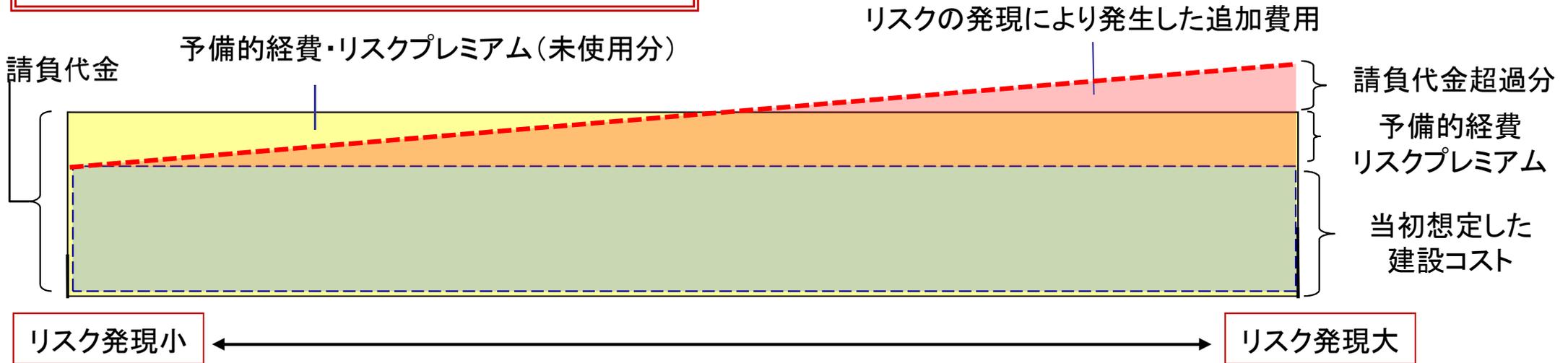
## <契約の締結に際して書面に記載しなければならない事項>

- (1) 工事内容
- (2) 請負代金の額
- (3) 工事着手の時期及び工事完成の時期
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (6) 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- (7) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- (8) 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- (9) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- (10) 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- (11) 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (12) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (13) 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- (14) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (15) 契約に関する紛争の解決方法
- (16) その他国土交通省令で定める事項 ⇒ 現時点では規定されていない

# (参考) 予備的経費やリスクプレミアムのイメージ【議論用】

- 受発注者間の情報の非対称性を解消するため、注文者から受注者に対する情報提供義務（建設業法第20条の2）と同様に、見積り時や契約締結前に、**受注者から注文者に対し、建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報提供**を制度化。
- 請負代金の内訳として、**上記情報提供を踏まえた上で通常予想されるリスクに対応する予備的経費や、これ以外に特別に予想されるリスクに対応するリスクプレミアムの金額を明示**することを制度化。

## 総価一式での請負代金とリスク発現のイメージ



### ○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（建設工事の見積り等）

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

3・4 略

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

# (参考)建設業法における優越的地位の濫用について

## ○ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）

（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（不当な使用資材等の購入強制の禁止）

第十九条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

（著しく短い工期の禁止）

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

（発注者に対する勧告等）

第十九条の六 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が第十九条の三又は第十九条の四の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

（公正取引委員会への措置請求等）

第四十二条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第十九条の三、第十九条の四、第二十四条の三第一項、第二十四条の四、第二十四条の五又は第二十四条の六第三項若しくは第四項の規定に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十九条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

- 原材料費等の高騰の状況を踏まえ、公正取引委員会において、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、コストの上昇分の転嫁拒否が疑われる事案が発生していると見込まれる業種について緊急調査を実施。
- 令和4年12月、公取委は、同年2月に更新した独占禁止法Q&Aを再掲しつつ、「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について」を公表。

## 独占禁止法Q&Aに該当する行為

以下のような行為は、「優越的地位の濫用」の要件の一つに該当するおそれ

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
  - － 発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、**発注者が積極的に協議の場を設けることが適切**
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
  - － 受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その**理由を形に残る方法で伝えることが適切**

## 緊急調査の結果



発注者

「受注者からの価格引上げ申入れがない」  
「期限を定めた取引価格の有効期間の範囲内である」  
「要請があった受注者に対応しているため、要請がない受注者への対応が間に合わない」



「取引を切られてしまうなど受注に与える影響を考えると、実際に申し出ることは難しい」  
「発注者の担当に値上げの可能性を相談したが、『無理』と言われ、申入れ自体を断念した」



受注者

これらを理由に発注者から積極的に協議の場を設けず、  
価格が据え置かれているケースが多数

《総合工事業について》 サプライチェーンにおいて、受注者からの価格転嫁の要請が滞っている可能性

総合工事業、地方公務、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業  
(主な発注者)

総合工事業  
(受注者/発注者)

窯業・土石製品製造業、総合工事業、道路貨物運送業  
(主な受注者)

事例: 取引価格引上げの要請がなかった工事業者との取引において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において協議することなく、取引価格を据え置いていた。 【総合工事業者A社、不動産取引業者K社】

# (参考)賃金下支えに係るスイスの事例

スイスでは、建設会社は、全国建設労働協約に基づく賃金以上の支払いが義務付けられている。

## 公共調達に関する連邦法・規則

- 発注者は、労働安全衛生規則、労働者の労働条件等の遵守を保証する入札者のみと契約を行う。
- 発注者は、労働安全衛生規則、労働者の労働条件等の遵守状況を監査する、又は、他機関に監査させる権限を持つ。
- 発注者は、受注者が、下請業者も含めた労働安全衛生規則、労働者の労働条件等を遵守することを契約書に明記する。

## 全国建設労働協約

- 全国建設労働協約に基づき、職業資格の有無や経験により最低賃金が定められている。
- 全国建設労働協約は連邦議会で議決されることで、労働協約の効力を締結当事者以外の者にも広く適用させる拘束力を持つ。

1CHF:約 115円 (2020,9)	職長		訓練を受けた建設専門職		建設専門職		経験を持つ建設作業員		建設作業員	
	月給	時給	月給	時給	月給	時給	月給	時給	月給	時給
都市部	6,497	36.90	5,793	32.90	5,584	31.70	5,272	29.95	4,708	26.75
農村部	6,240	35.45	5,713	32.45	5,508	31.30	5,138	29.30	4,637	26.35
山岳部	5,982	34.40	5,638	32.05	5,433	30.85	5,003	28.40	4,573	25.95

# (参考)労働条件の遵守が確保する公正な競争環境

$$\text{労務費} = \frac{\text{賃金}}{\text{時間}} \times \text{総労働時間} = \frac{\text{賃金}}{\text{時間}} \times \text{歩掛} \times \text{施工量}$$

(賃金: 固定)
(賃金: 固定)

- スイスのような単位時間当たりの賃金を下げることができない競争環境において、労務費を下げるには時間単位当たりの施工量を上げることが必要。
- 単位時間当たりの施工量（物的労働生産性）が大きい施工会社が、作業時間を削減することで労務費を下げることが可能になり、価格競争で有利な（安い）応札が可能。

## 公共調達に関連する法律における労働条件の設定及び遵守の確認に関する規定

		スイス	米国	日本
労働条件の設定	関連する法律	公共調達に関する連邦法 等	デービス・ベーコン法	会計法 公共工事品確法
	入札・契約における賃金の規定	労働条件(労働協約)の遵守が入札条件	基準賃金以上の賃金の支払を義務づけ	労働条件の向上 (努力義務)
	最低賃金等の決定方法	労使間交渉により労働協約を締結 労働協約は統一的に拘束力を持つ	連邦労働省が調査に基づき決定	規定なし
遵守の確認	賃金支払いの確認方法	適切な他の機関へ監査権限を委譲し実施	発注者	規定なし

# (参考)品確法における関係条文

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律

### 第三条 (基本理念)

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

### 第七条 (発注者等の責務)

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

### 第八条 (受注者等の責務)

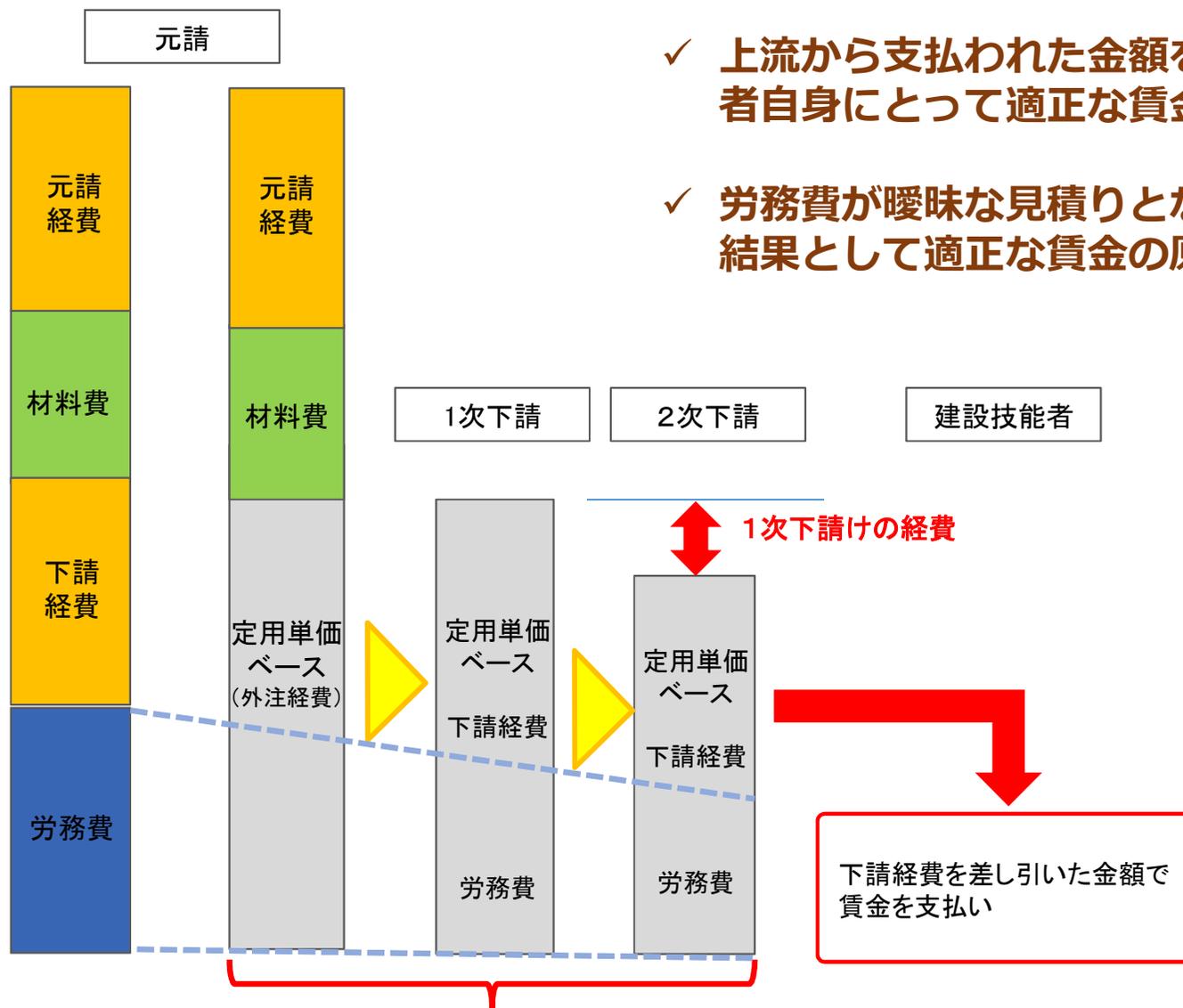
2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

## 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

### 2 受注者等の責務に関する事項

…（前略）…国は、元請業者のみならず全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるようその実態把握に努める…（中略）…ものとする。

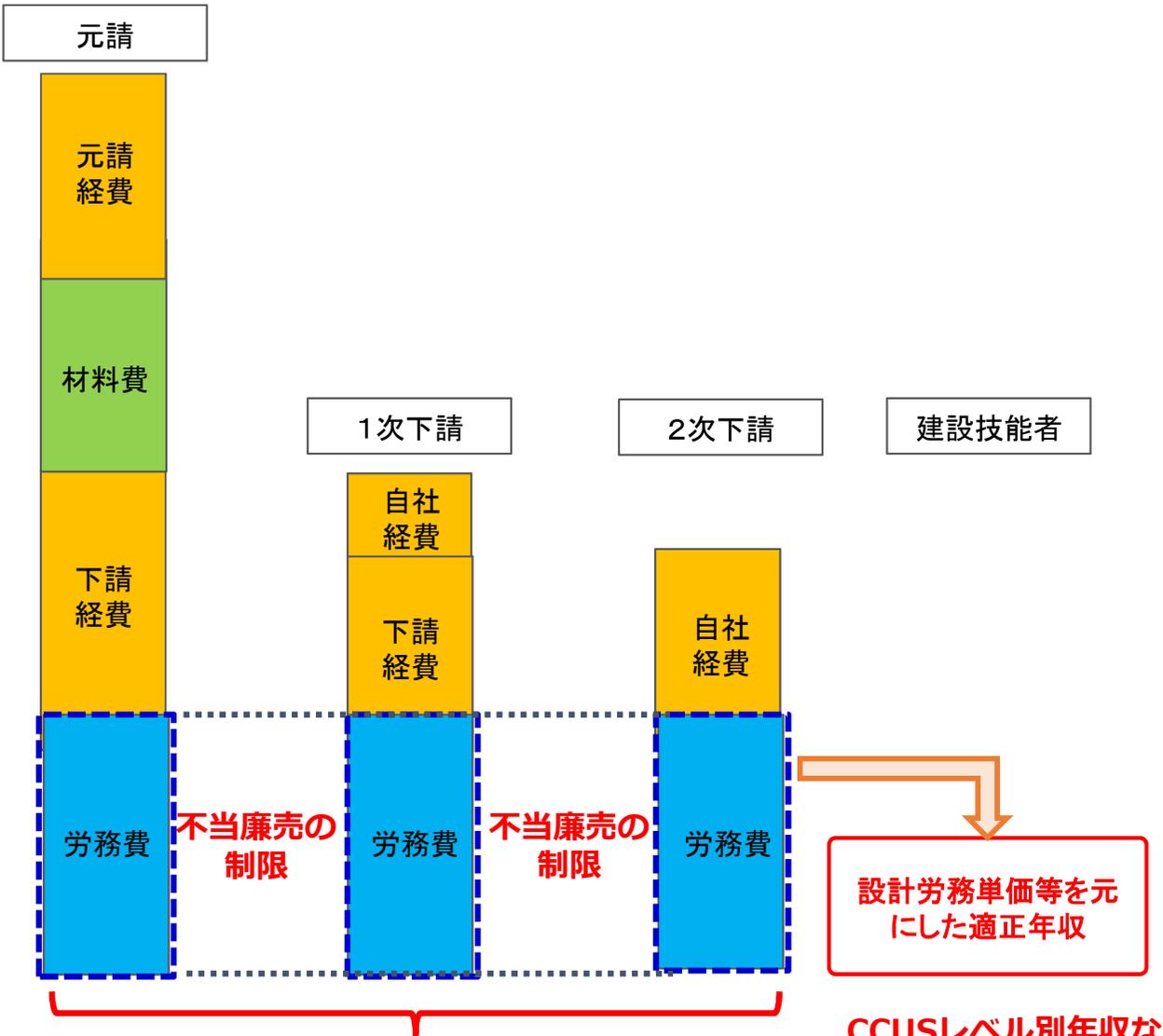
## 建設工事における契約金額と賃金決定の構造



- ✓ 上流から支払われた金額を上限に賃金が決定するため、技能者自身にとって適正な賃金水準となっているかどうか不明
- ✓ 労務費が曖昧な見積りとなり、下流側の価格交渉力が低下。結果として適正な賃金の原資が確保できない恐れ

労務費と下請経費を合算した定用単価をベースに契約金額が決定

## 建設工事における契約金額と賃金決定の構造



適正年収の支払いが可能となる労務費の見える化  
不当廉売の制限による賃金支払い原資の確保

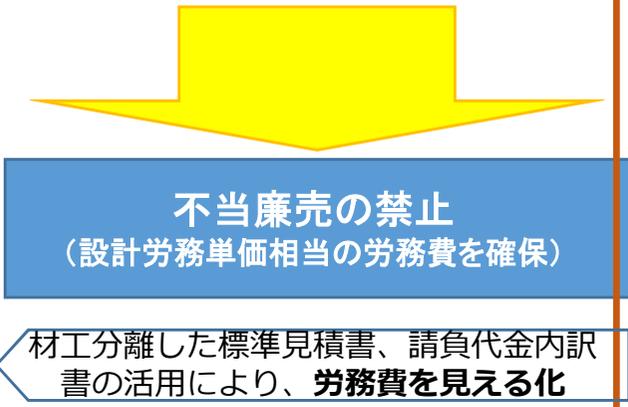
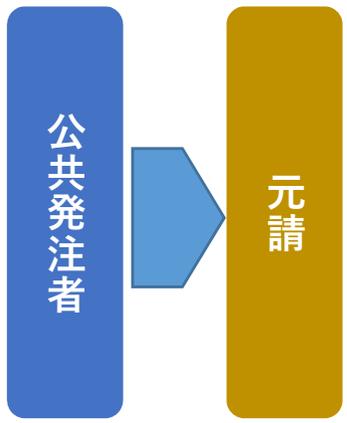
CCUSレベル別年収など、技能者自身に適正な賃金水準を明示

- ✓ 公共工事においては、発注者が、設計労務単価等を元に適切な積算を行うことで、適正な予定価格を設定
- ✓ 建設技能者へ適正賃金の支払いが可能となる労務費の見える化
- ✓ 適正賃金支払いに必要となる労務費をベースに、法定福利費その他の必要経費を積み上げ
- ✓ 適正賃金支払いに必要となる労務費を下回る、賃金引下げによる低価格競争(不当廉売)を制限し、賃金支払い原資を確保
- ✓ CCUSレベル別年収を示すことにより、技能者自身に適正な賃金水準を明示し、適正賃金の行渡りを促進

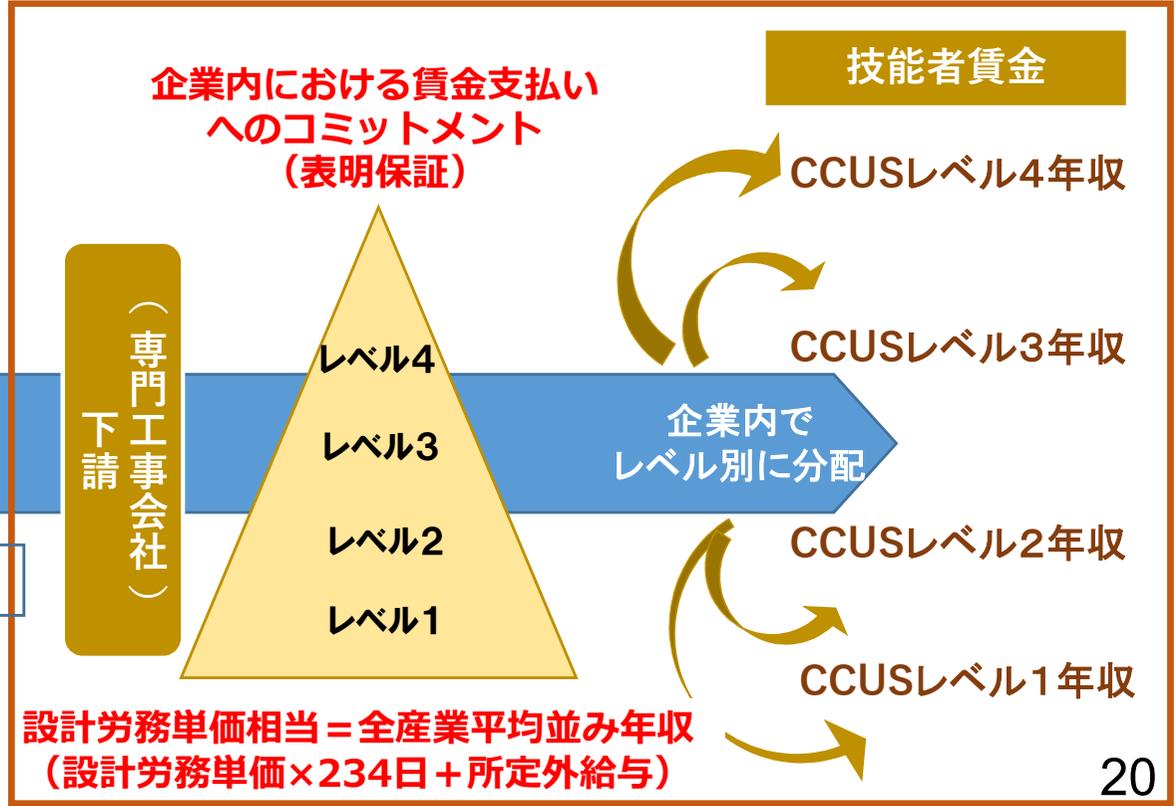
- 設計労務単価はCCUSレベル2～3程度に相当すると捉え、設計労務単価相当の労務費が専門工事会社に行き渡れば、CCUSレベル別年収の原資に。
- 専門工事業者が設計労務単価相当の労務費を確保するため、設計労務単価（及びCCUSレベル別年収）を基に「標準労務費」を中央建設審議会が勧告。落札率等を勘案した上で、「標準労務費」を一定程度下回った取引について、許可行政庁が「注意」や勧告等を実施することで実効性を担保。
- 「標準労務費（単価）」を元にした労務費の支払いを受ける専門工事会社は、これを企業内で分配してレベル別に賃金を支払うことにコミットし、CCUSレベル別年収を実現。

設計労務単価  
を元に積算

中建審が、設計労務単価（及び設計労務単価と紐付くCCUSレベル別年収）を基に「標準労務費」を勧告



中央公契連モデルによるダンピング対策



# (参考) 「標準労務費」の勧告イメージ【議論用】

※「標準労務費」は、下請企業として、当該労務費を確保できれば、設計労務単価相当の賃金支払いが可能となる水準を想定。具体的には、直轄工事において積算に使用されている単価を元に「標準労務費（単価）」を中央建設審議会が勧告することを想定

## 型枠工（土木）の例

標準労務費（単価）		8,607.2円/m <sup>2</sup>	
(参考)	適用労務単価 (標準労務費業（単価）に占める各職種労務費の割合)	型枠工	26,300円 (47.45%)
		普通作業員	21,600円 (24.97%)
		土木一般世話役	25,500円 (8.89%)
		その他	- (18.69%)
	標準労務費（単価）に占める労務費の割合の合計		100%
地域：東京			
規模：-			
仕様：（型枠の種類）一般型枠 （構造物の種類）鉄筋・無筋構造物			
対応：（機×、労○、材×）			
平均年収（CCUSレベル別）：レベル1 **万円、レベル2～3 **万円、レベル4 **万円			

## 鉄筋工（土木）の例

標準労務費（単価）		65,000円/t	
(参考)	適用労務単価 (標準労務費（単価）に占める各職種労務費の割合)	-	-
		-	-
		-	-
	標準労務費（単価）に占める労務費の割合の合計		-
地域：東京		市場単価工種につき 労務費割合等が不明 →要検討	
規模：標準			
仕様：（構造物の種類）一般構造物			
その他の条件：鉄筋加工組立（手間のみ）、D10以上D51以下			
対応：（機○、労○、材×）荷卸し-小運搬-加工-小運搬-組立 ※下線に対応			
平均年収（CCUSレベル別）：レベル1 **万円、レベル2～3 **万円、レベル4 **万円			

## ■平成20年にとりまとめられた低価格受注問題検討委員会(※)報告において、建設業法第19条の3に係る整理がされている。

※低価格受注問題への対応をより一層強化するための施策の検討を行うことを目的として平成19年に設置。以降、平成20年3月までに計3回開催。

### <建設業法第19条の3(不当に低い請負代金の禁止)>

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために**通常必要と認められる原価に満たない金額**を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

## 「請負代金の額」について

○建設業では、工事着手後における施工条件の変化等に起因して契約額等に増減が生じることが一般的であるため、「請負代金の額」は**契約変更等の内容が反映された最終額**で捉える必要がある。

## 「通常必要と認められる原価」について

### 1. 「通常必要と認められる原価」の定義

…当該工事の施工地域における標準的な「**工事原価(直接工事費+共通仮設費+現場管理費)+一般管理費(利潤相当額除く)**」(右図参照)

### 2. 建設業の会計処理における最終工事原価の集計・管理方法

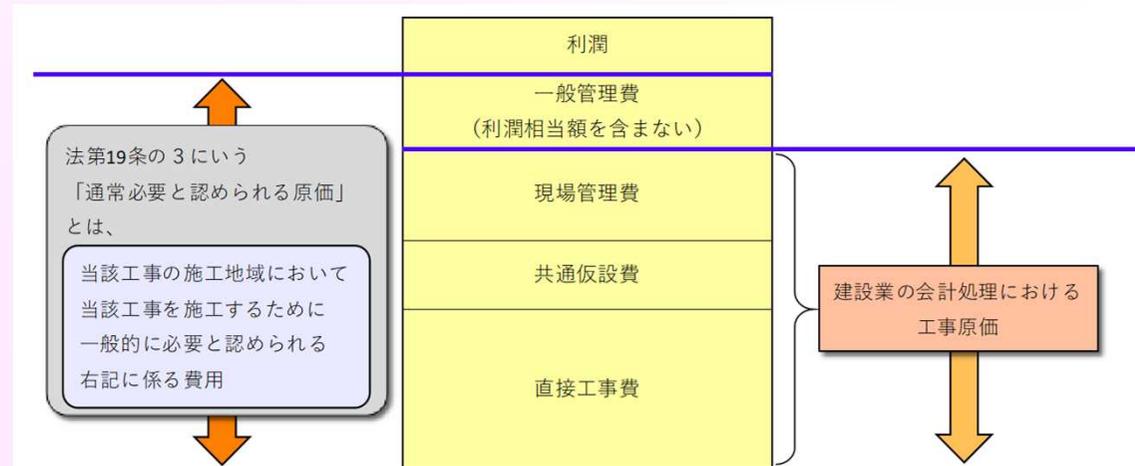
…以下①～④の要素別に集計・管理される

- ①材料費(工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む))
- ②労務費(工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等)
- ③外注費(下請の専門工事業者に支払われた工事代金)
- ④経費(工事について発生し又は負担すべき材料費、労務費、外注費以外の費用)

### 3. 地域の標準的な価格である「通常必要と認められる原価」

…具体的には、**当該地域における同種工事の請負代金額の実例等により判断**

→同種工事の取引価格事例の収集が難しい建設業においては、当該企業のこれまでの同種工事の取引事例や工事实行予算に対応した会計処理ベースの書類等により把握に務める必要がある。



図：「通常必要と認められる原価」と「建設業の会計処理における工事原価」

### 4. 「通常必要と認められる原価」に満たない額であると直ちに判断される場合

ア. 請負代金の最終額が2. ①～③及び「④経費のうち当該工事を施工するために直接要した費用」の合計額を下回っている場合…**明らかに判断される**

イ. 請負代金の最終額が2. ①～④の合計額を下回っている場合…**判断される可能性が高い**

# (参考)下請負人に対する特定建設業者の指導等

- ▶ 発注者から直接建設工事を請け負った**特定建設業者**は、当該建設工事の**下請負人が**、その下請負に係る建設工事の施工に関し、**建設業法の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定に違反しないよう、当該下請負人の指導に努める**とともに、下請負人がこれらの法令に違反していると認めるときは、その是正を求めるように努めるものとされている。

## ◎建設業法（抄）

（下請負人に対する特定建設業者の指導等）

第二十四条の七 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

- 2 前項の特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めるときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。
- 3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事実を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければならない。

## ◎下請負に対する指導対象となる法令

- ・建設業法の規定
- ・建築基準法第九条第一項及び第十項（特定行政庁等による違反建築物に関する工事の請負人に対する施工停止命令等定）
- ・建築基準法第九十条（工事現場における、工事の施工に伴う危害の防止）
- ・宅地造成等規制法第九条（宅地造成に伴う災害防止）第十四条第二項～第四項（宅地造成工事の請負人等に対する防災措置の実施命令）
- ・労働基準法第五条（強制労働の禁止）、第六条（中間搾取の排除）、第二十四条（賃金の支払い方法等）、第五十六条（最低年齢の制限）、第六十三条及び第六十四条（坑内労働の禁止）、第九十六条の二第二項及び第九十六条の三第一項（労働者の安全及び衛生のための工事の差し止め等）
- ・職業安定法第四十四条（無許可の労働者供給事業の禁止）、第六十三条第一号（暴行等により職業紹介等を行った者に対する罰則）、第六十五条第九号（虚偽の手段により職業紹介等を行った者に対する罰則）
- ・労働安全衛生法第九十八条第一項（労働者の危険防止等の措置を講じなかつた事業者に対する作業停止命令等）
- ・労働者派遣法第四条第一項（建設業務についての労働者派遣事業の禁止）